

○東京経済大学学長の退任慰労金等に関する内規

1972年3月15日

制定

(目的)

第1条 東京経済大学の学長の退任に際しては、この内規により退任慰労金を贈る。

(基準額等)

第2条 退任慰労金は、学長在任期間1年につき240万円を基準額として算出する。

2 学長在任期間に1年に満たない部分があるときは月計算により按分計算する。

(功労加算金)

第3条 退任慰労金のほかに理事会が特にその必要を認めるときは、功労加算金を贈ることができる。

(専任教職員としての退職金)

第4条 学長在任のほかに専任教職員としての在職期間があり、退職金規程による退職金を計算する場合は次の各号に定める取扱いとする。

- (1) 退職金算出の基礎とする俸給は、学長就任時の俸給に学長在任期間中に行われた一般教職員に対する定期昇給その他給与改定による額を加えたものとする。
- (2) 退職金を算出する全在職期間には学長在任期間を通算すること。
- (3) 前2号により算出した額は全在職期間に占める学長在任期間の比率で計算した額だけ減額すること。

(学長代行等の退任慰労金)

第5条 学長代行、学長代理その他学長の職を臨時に補う者の退任慰労金については、その都度実情に応じて理事会の議を経て理事長が定める。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で理事会が行う。

付 則

- 1 この内規は、1972年（昭和47年）3月15日から実施する。
- 2 この内規は、1976年（昭和51年）10月1日から改訂実施する。

付 則

この内規は、2024年（令和6年）4月1日から改正施行する。ただし、第2条の規定に関わらず、改正施行日の前日以前の学長在任期間の退任慰労金基準額は、1年につき244万円として算出する。